コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Ichigo Inc.

最終更新日:2017 年 1 月 19 日

いちご株式会社

代表執行役会長　スコット　キャロン

問合せ先:常務執行役管理本部長　吉松　健行　（電話番号　03-3502-4818）

証券コード:2337

www.ichigo.gr.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方 更新

当社は、経営理念（Mission）を「日本を世界一豊かに。その未来へ心を尽くす一期一会の『いちご』」とし、定款に定めています。私たちは日本社会の一員として、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大の目標としています。

「心で築く、心を築く」という信条のもと、当社は既存不動産に新しい価値を創造する心築（しんちく）事業、いちごオフィスリート（8975）、いちごホテルリート（3463）、いちごグリーン（9282）の運用を中心とするアセットマネジメント事業、および太陽光発電を中心とするクリーンエネルギー事業を展開しております。当社および当社グループの経営の効率性、健全性を高め、長期的に企業価値を向上させるための手段として、積極的にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

具体的には、組織・態勢を整備する取り組みと、役職員個人へ働きかける取り組みとを組み合わせ、積極的にコーポレート・ガバナンスの有効性の向上を図っております。

(a) 当社の機関設計を指名委員会等設置会社としております。

当社の全ての取締役は、株主に対する受託者責任を負っていることを認識しているとともに、当該責任に基づき全てのステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ会社と株主の共同の利益のために行動しております。

・取締役会は長期的な展望に立つ経営の基本方針の制定や業務執行の監督に徹し、それぞれの責任範囲を明確化した上で業務執行に関する決定と執行の権限を執行役へ委任し、経営の透明性と機動性を追求しております。

・取締役会は、実質的な議論を活発化するため、当社グループの事業領域における専門性に優れた執行役を兼ねる 3 名の取締役と、東証一部企業の社長経験者や金融・会計分野での高い専門性を有する 6 名の社外取締役にて構成しております。
・指名委員会は、取締役の選任および解任に関する株主総会への議案の内容を決定する他、執行役の選任および解任に係る取締役会提出議案の内容の決定ならびにいちごグループ各社の役員の選任および解任に関する意見の勧告的提出を行っております。
・当社は、取締役会の下部機関として業務執行組織から独立したコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスに係る重要な問題を審議しております。
・提出日現在での各機関の人数構成は、以下のとおりです。
取締役会　：9 名（うち社外 6 名）
指名委員会：5 名（うち社外 3 名）
監査委員会：3 名（うち社外 3 名）
報酬委員会：5 名（うち社外 3 名）
コンプライアンス委員会：4 名（うち社外 2 名）

(b) 当社は、いちごグループの全役職員が経営理念を深く理解し確実に実践するように、多様な取り組みを行っております。その概要は次のとおりです。
・経営理念を、事業計画や職務評価制度を通じて全役職員に周知しております。
・経営理念を達成するために、グループ各社にて「いちごグループ企業倫理綱領」と「いちごグループ行動規範」を共有し、各役職員が遵守すべき事項を明確化しております。
・グループ全役職員は、毎年、コンプライアンス研修を通じて、「いちごグループ企業倫理綱領」と「いちごグループ行動規範」の内容を確認しております。また、いちごグループの全役職員は、「行動規範コンプライアンス表明書」を執行役会長および執行役社長宛に提出することにより、本規範を遵守することを誓約しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社の取締役会では、上程される議案の審議以外においても、問題提起を含めた自由闊達で建設的な議論がなされており、取締役会全体の実効性については十分に確保されているものと考えております。当該実効性に関し、具体的な分析・評価を現時点では行っておりませんが、今後、その分析・評価手法を含めて検討していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4　いわゆる政策保有株式】

当社は原則としていわゆる政策株式を保有しない方針です。現時点で保有している他社の上場株式は少額ではありますが、順次市場で売却する方向であります。

【原則 1-7　関連当事者間の取引】

当社の機関設計は指名委員会等設置会社とし、当社およびグループ会社が関連当事者（役員または役員が議決権の過半数を保有する会社）と取引を行う場合、その取引の目的、交渉過程の手続き、対価の公正性、企業価値の向上に資するか等を十分に検証した上で、第三者の弁護士等に確認検証し、監査委員会にて協議の上、取締役会で決議または報告する運用を行っております。

また、監査委員会は、毎事業年度末に、当該事業年度内に取締役または執行役に就いていた者およびグループ会社の役員に対して「職務執行確認書」の提出を求め、全ての対象者から当該確認書の提出を受けております。監査委員会は、当該確認書により、取締役または執行役およびグループ会社の役員に就いていた者が当該事業年度内に競業取引、利益相反取引、無償で行った財産上の利益供与、株主との通常でない取引を行っていないこと、および善管注意義務違反、忠実義務違反を含め不正な行為または法令および定款に違反する行為は行っていないことを確認しております。

【原則 3-1　情報開示】

(i)　経営理念、経営戦略、中期経営計画は当社のホームページおよび決算説明会資料、プレスリリースにて開示しております。

(ii)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針は有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

(iii)　取締役および執行役の報酬を決定するに当たっての基本方針は有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、事業報告に記載しております。

(iv)　取締役会が執行役の選任と取締役候補の指名を行うことに当たっての方針について社内規程等にて定めておりませんが下記（1）および（2）を総合的に判断し社外取締役が過半数を占める指名委員会、取締役会にて所定の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係が無いことで独立性を有しております。なお、社外役員の選任理由につきましては定時株主総会招集通知に記載しております。

(1) 取締役および執行役候補の選定について

当社の機関設計は指名委員会等設置会社とし、当社の取締役および執行役候補の選定については社外取締役が過半数を占める指名委員会にて選定および指名を行っております。当社の経営理念、行動規範に基づき、グループの発展に邁進し、さらには業界全体の発展に貢献できること、法令および企業倫理に遵守する見識を有する等総合的に判断し選定および指名を行います。

(2) 社外役員候補の選定について

当社の機関設計は指名委員会等設置会社とし、社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、経営、法務、財務会計、金融等の分野で豊富な知識と経験を有し、客観的かつ高度な見識から、業務執行に係る経営監督者およびチェック機能としての役割を期待できる等を総合的に判断し選定および指名委員会において指名を行います。

(v) 取締役会が上述（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・執行役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明と社外取締役候補者の選任理由については、定時株主総会招集通知にて開示をしております。

【補充原則 4-1-1　取締役会の役割・責務】

当社の機関設計は指名委員会等設置会社としており、取締役会は、法令、定款その他取締役会規程、取締役会決議事項に定める事項について審議のうえ決議しております。この決議事項以外の一切の事項については、その意思決定を執行役へ委任しております。

各執行役は、取締役会によって決議された経営方針と職務分掌に従い、効果的かつ効率的に意思決定を行ったうえで役職員を指揮し業務を執行しております。当社では職務権限を含む組織規程を定めており、かかる職務権限に基づき取締役会、代表執行役会長、代表執行役社長、執行役本部長、執行役の意思決定機関および意思決定者を明確にしており、決裁、審議および合議、承認に関する権限を明確化し個別事案毎に適切な意思決定と当該意思決定に基づく執行を行っております。

【原則 4-8　独立社外取締役の有効な活用】

当社の機関設計は指名委員会等設置会社とし、取締役会は独立した客観的立場から実効性の高い経営監督を行うことを目的として、社外取締役が過半を占める構成としております。現在、執行役を兼ねる取締役 3 名、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外取締役 6 名の計 9 名（社外取締役の構成比率 66.7%）で構成されております。

【原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は会社法および東京証券取引所が定める独立役員の基準をもとに、金融業界にて重要な役職を歴任し企業経営に精通した経験者、企業の M&A 等に関する会計税務アドバイス業務を通じた豊富な知識・経験を有する公認会計士、東証一部上場企業の社長経験者を選定しております。独立性判断基準は、有価証券報告書および定時株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則 4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性等に関する当社の考え方については、取締役候補の指名に関する考え方と一致しており、その基準については「原則 3-1（iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き」に記載の通りであります。社外取締役の選任に関する方針は有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則 4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外取締役や職務権限上決裁権限のない取締役兼代表執行役会長スコット キャロンを除く取締役および執行役が他の上場会社の役員を兼任している事象はございませんので、執行役の全員が業務に専念できる体制となっております。

なお、社外取締役および代表執行役スコット キャロンは他の上場会社の役員を兼任しており、その数は合理的な範囲にとどまっております。兼任状況は有価証券報告書、事業報告にて開示しております。

【補充原則 4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】

当社は、日本取締役協会、日本監査役協会に加入しており、取締役や監査委員に対してこれら協会の主催する各種セミナーに参加する機会を付与しています。また、業務の執行状況を監督するうえで必要となる情報や知識を習得するためのコスト等、取締役自らの役割を果たすために必要な経費の負担については会社に請求できることとしております。

当社は、取締役（監査委員を含む）・執行役に限らず、広くグループ役職員に対し、職責や業務上必要な知識の習得のために、いちご大学を開設しており各種講座を開催しております。また、資格・免許等取扱規程を制定しており、業務上必要となる資格、免許の取得機会を斡旋、費用負担のサポートを行っております。また、グループ全体としてコンプライアンス研修（インサイダー取引の禁止に関連するテーマでの研修を含む。）を年 1 回以上定期的に実施しております。さらに金融商品取引業者の子会社を 2 社擁しており、同社においてコンプライアンスプログラムを策定し、年 4 回程度のコンプライアンスに係る研修を実施しております。

なお、社外取締役が就任する際には当社グループの事業内容の説明および連結財務諸表の説明を行っており、取締役会において中期経営計画および各事業の事業戦略等についての説明も行っております。

【原則 5-1　株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、管理本部 IR 推進部を株主対応の窓口である IR 担当部署としています。国内のアナリストおよび機関投資家に対しては半期毎にラージミーティング（決算説明会）を開催しており、当該説明会を実施していない四半期においては、テレフォンカンファレンスを実施しています。海外投資家に対しては、四半期毎に英語のグローバルカンファレンスコールによる説明会を開催しております。また、国内外のアナリストおよび機関投資家に対しスモールミーティングおよび個別ミーティングを実施しております。

その他株主の問い合わせ窓口を IR 推進部に一元化しており、電話、電子メール、郵便等各種お問合せに対応し、適宜必要な範囲で適切な情報提供を行うとともに、全ての対応内容を経営幹部と共有しております。

また、株主総会は株主様との大変貴重な対話の場であるとの認識から、株主総会の実施に関してはより多くの株主様がご主席いただけるよう必ず週末に開催し、さらには会社説明会および懇親会を同日に催し、長時間に及ぶ株主様との時間の共有を図っております。議案等に関しては真摯にご質問にお応えしており、当社の経営状況および経営戦略に対し、株主様に深い理解を持っていただけるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	298,721,200	59.51%
Chase Manhattan Bank GTS Clients Account Escrow (常任代理人株式会社みずほ銀行)	26,545,020	5.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,900,500	1.97%
State Street Bank and Trust Company	6,789,641	1.35%
SMBC 日興証券株式会社	5,791,600	1.15%
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	5,371,966	1.07%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,658,900	0.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,092,000	0.81%
株式会社 SBI 証券	2,684,000	0.53%
State Street Bank and Trust Company 505311	2,503,000	0.49%

支配株主(親会社を除く)の有無	いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド (以下、「いちごトラスト PTE」という。)
親会社の有無	なし

補足説明

持株比率は自己株式(831,200 株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京証券取引所第一部
決算期	2 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50 社以上 100 社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社をはじめ当社グループ会社各社は、当社の支配株主であるいちごトラスト PTE、ならびにいちごトラスト PTE に 100%出資しているいちごトラスト(間接所有)との取引について、一般の市場取引と同様に法令、当社内部統制システムに基づく適正な手続きを経ており、コンプライアンス部、監査部、監査委員会、取締役会、顧問弁護士等による検証を行い、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田 哲也	他の会社の出身者											
川手 典子	公認会計士											
鈴木 行生	他の会社の出身者											
川村 隆	他の会社の出身者											
松﨑 正年	他の会社の出身者											
西本 甲介	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e 及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員	報酬委員	監査委員			
藤田哲也	○	○	○	○	独立役員に指定しております。	大手生命保険会社および大手損害保険会社において重要な役職を歴任し、社長として経営を担った豊富な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針及び独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。
川手典子	○	○	○	○	独立役員に指定しております。	公認会計士として、大手監査法人において国内外会計基準に基づく法定監査等の業務に従事した経験と、公認会計士および税理士として上場・非上場企業へのM&A 等に関する会計・税務アドバイス業務を通じた豊富な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針及び独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員	報酬委員	監査委員			
鈴木行生			○	○	独立役員に指定しております。	大手金融グループにおいて証券会社、シンクタンクおよび資産運用会社等の主要事業会社で重要な役職を歴任され、企業調査・株式調査業務を通じた豊富な知識や事業会社の経営に従事した経歴に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針及び独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。
川村隆				○	独立役員に指定しております。	指名委員会等設置会社である世界的総合電機メーカーの社長、会長等を歴任し、事業構造改革と先進的なコーポレート・ガバナンス体制を主導するなどの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針及び独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。
松﨑正年	○	○		○	独立役員に指定しております。	指名委員会等設置会社である世界的情報機器メーカーの社長、取締役会議長等を歴任し、事業の転換、イノベーションの推進とともに、我が国を代表する内部統制を構築するなどの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針及び独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員	報酬委員	監査委員			
西本甲介				○	独立役員に指定しております。	我が国最大手の技術者派遣会社の社長、会長等を歴任し、事業領域の拡大と深化を通じた企業価値の最大化に尽力するなどの、人材派遣・育成分野のリーディングカンパニーの経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役に選任しております。 なお、同氏は独立役員の基準を満たしており、従って社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない、業務執行の適正な監視者であると考えております。当社指名委員会では、当社経営方針及び独立役員制度趣意を踏まえ、独立役員の基準を満たす同氏を独立役員として指定することといたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	1	2	3	社内取締役
報酬委員会	5	1	2	3	社内取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	15 名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
スコット キャロン	あり	あり	○	○	なし
岩﨑 謙治	あり	なし	×	×	なし
長谷川 拓磨	あり	あり	○	○	なし
石原 実	なし	あり	×	×	なし
村井 恵理	なし	なし	×	×	あり
渡邊 豪	なし	なし	×	×	あり
吉松 健行	なし	なし	×	×	あり
服部 克彦	なし	なし	×	×	あり
中根 晴樹	なし	なし	×	×	あり
島津 裕	なし	なし	×	×	あり
砥綿 久喜	なし	なし	×	×	あり
長尾 賢一	なし	なし	×	×	あり
矢嶋 正明	なし	なし	×	×	あり
司 昭彦	なし	なし	×	×	あり
田中 賢一	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員の人事、給与等に関する事項の決定には、監査委員会の同意を必要とするものとし、執行役からの独立性を確保しております。

その他、監査委員会の職務を補助する従業員及びその執行役からの独立性に関する事項については、別に定める社内規程によるものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

業務執行に関する意思決定を、監査委員会は監督機能の観点から、監査部は執行機能の観点から監視し、また連携して問題点を指摘しております。

監査部は、監査委員会又は監査委員との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果を報告する等、密接な連携を保っております。また、監査委員会、監査部、会計監査人は、必要に応じ会議を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び執行役の報酬は各人の職責等に応じ、功績等会社への貢献度、社会的地位、一般的な水準、就任の事情等を考慮の上、決定します。

取締役の報酬については、月額基本報酬及び業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各取締役の役割、業務分担等に応じた定額とし、業績連動報酬は会社業績に応じて決定した額とします。

執行役の報酬については、月額基本報酬及び業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各執行役の役割、その職責に応じた定額とし、業績連動報酬は会社の業績、各執行役が担当する部門の業績、個人の業績及び業績改善度に応じて決定した額とします。

また、ストックオプションは、株主の利益に沿ったものにすることを目的として、取締役及び執行役の業績向上に対する意欲と士気を高めるために付与します。なお、これは上記の報酬とは別に、役位に応じて付与します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループは、財務体質及び収益構造のさらなる強化、企業価値の向上、株主の皆様への継続的な株主還元策の実施に向け、役職員一丸となって取り組んでおります。

この取組みへの役職員のコミットメントをさらに一層強固なものとし、株主の皆様への利益の還元を重視した経営を実践するため、当社株価と当社役職員のインセンティブを連動させるべく、新株予約権を無償発行しております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）、執行役、社外役員の別に各々の総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役及び執行役の報酬は各人の職責等に応じ、功績等会社への貢献度、社会的地位、一般的な水準、就任の事情等を考慮の上、決定します。

取締役の報酬については、月額基本報酬及び業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各取締役の役割、業務分担等に応じた定額とし、業績連動報酬は会社業績に応じて決定した額とします。

執行役の報酬については、月額基本報酬及び業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各執行役の役割、その職責に応じた定額とし、業績連動報酬は会社の業績、各執行役が担当する部門の業績、個人の業績及び業績改善度に応じて決定した額とします。

また、ストックオプションは、株主の利益に沿ったものにすることを目的として、取締役及び執行役の業績向上に対する意欲と士気を高めるために付与します。なお、これは上記の報酬とは別に、役位に応じて付与します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする事務局体制は、以下のとおりとしております。

・取締役会については、取締役会事務局が、議案や資料等の取りまとめ、議案に関する事前説明、招集や開催等に関する事務、議事録に関する事務につきサポートをしております。

・指名委員会については、指名委員会事務局が、議案や資料等の取りまとめ、議案に関する事前説明、招集や開催等につきサポートをしております。

・監査委員会については、委員会が選定した補助従業員および監査委員会事務局が、議案や資料等の取りまとめ、議案に関する事前説明、招集や開催等につきサポートをしております。

・報酬委員会については、報酬委員会事務局が、議案や資料等の取りまとめ、議案に関する事前説明、招集や開催等につきサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、長期的に企業価値を向上させるために、2006 年 5 月より委員会設置会社（現指名委員会等設置会社）へ移行いたしました。

・業務執行

当社取締役会は、法令、定款その他取締役会規程、取締役会決議事項に定める事項以外の一切の事項を執行役へ委任しており、執行役が、取締役会によって決議された経営方針、職務分掌に従い、効率的に意思決定を行い、従業員を指揮し業務を執行しております。執行役の相互関係については、会長、社長が全社を統括し各本部に配した執行役本部長を指揮命令し、各執行役本部長が各部担当執行役を指揮命令することとしております。執行役 15 名は、男性 14 名、女性 1 名にて構成しております。

当社では、各事業の業務執行における重要な事項について充実した検討を行うため、執行役（財務本部長）を事務局とした経営会議を随時開催しております。

経営会議（随時開催） スコットキャロン会長、岩崎謙治会長、長谷川拓磨社長、石原実副社長兼 COO、村井恵理常務執行役、渡邊豪常務執行役、吉松健行常務執行役、織井渉いちご投資顧問（株）社長、内藤卓已いちご投資顧問（株）副社長、纐纈雅彦いちご地所（株）社長、五島英一郎
いちご ECO エナジー（株）社長

業務執行の成果を確実なものとするため方針管理、目標管理の手法を取り入れております。具体的には、取締役会が承認した中期経営方針、社長方針、グループ目標、部門目標を各本部長、事業会社社長を通じ、グループ全役職員へ展開し、業務を執行しております。

なお、個別案件の意思決定においては、重要事案はすべてコンプライアンス部の合議を経ることとしております。

・監督等

取締役会は、長期的な展望に立つ経営の基本方針の制定や業務執行の監督を行っております。実質的な議論を活発化するとともに実効性のある内部統制システムを構築するため、当社グループの事業領域における専門性に優れた社外取締役 6 名と執行役（会長、社長、副社長）を兼ねる取締役 3 名の計 9 名（男性 8 名、女性 1 名）にて構成しております。

また、当社は、法定 3 委員会（指名、監査、報酬）及び任意委員会としてコンプライアンス委員会を設置し、それぞれ経営の重要事項を審議しております。

指名委員会（前期 6 回開催） 委員長：長谷川拓磨　委員：スコットキャロン、藤田哲也、川手典子、松﨑正年

監査委員会（前期 24 回開催） 委員長：藤田哲也　委員：川手典子、鈴木行生

報酬委員会（前期 9 回開催） 委員長：長谷川拓磨　委員：スコットキャロン、藤田哲也、川手典子、松﨑正年

コンプライアンス委員会（前期 3 回開催） 委員長：長谷川拓磨　副委員長：鈴木行生　委員：石原実、藤田哲也

・責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効果性、健全性を高め、長期的に企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

2006 年 5 月、経営の監督機能の強化、業務執行の迅速性、効率性の強化、経営の透明性、健全性の向上を図ることを目的として、委員会設置会社（現指名委員会等設置会社）へ移行し、現在もこれを採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、株主総会を土曜日または日曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより議決権を行使できることとしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）に参加し、実質株主たる国内外の機関投資家の議決権行使を容易にすることで議決権行使比率の向上を図り、より多くの株主様の意思を経営に反映するよう努めております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知を英文でも提供しております。
その他	当社は株主総会を「株主様との対話の場」と位置づけ、運営を行っております。 株主の皆様が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、総会の３週間前に招集通知を開示しております。また、招集通知の字体により多くの方に読みやすく誤読防止にも繋がるユニバーサルデザインフォントを採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト、機関投資家向けのラージミーティング（決算説明会）を 開催しており、第 1 四半期および第 3 四半期にはカンファレンスコールを実施しております。また定期的にスモールミーティング、One On One ミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にグローバルカンファレンスコールによる説明会を開催しており、四半期ごとに One on One ミーティングを実施しております。	あり
IR 資料のホームページ掲載	当社ホームページに IR 情報ページを設け、取引所への開示後速やかに当該情報を掲載しております。また、決算短信、プレスリリース、決算説明会資料（説明会における代表者音声配信を含む）等も掲載しております。さらに、お問い合わせのフォームに入力いただき、投資家からメールにて IR 担当部署へお問い合わせいただくシステムをホームページに設定しております。また、ステークホルダーの皆様に言語による情報格差が生じないよう、ホームページ、リリース、決算短信等は英文でも作成しており、和英同時に発信しております。	
IR に関する部署（担当者）の設置	管理本部 IR 推進部が IR の担当部署であります。投資家からのお問合せについては、同部を窓口として一元化しており、電話、電子メール、郵便等各種お問い合わせに対応しております。	
その他	IR 情報に新規、更新があった際には、リアルタイムでご案内するため、メール配信サービスを実施しております。 株主総会時に、より詳しく当社を理解して頂けるよう、株主説明会を同日開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、いちごグループ経営理念のとおり、日本社会への貢献を使命としております。いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範、内部統制システム基本方針を定め、あらゆる事業活動においてこれを遵守してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、いちごグループ経営理念に基づき、豊かな日本社会の未来へ社会的責任を果たすべく、環境保全活動や CSR 活動を推進しております。具体的な活動内容については、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「いちごグループ企業倫理綱領」において、「お客様や株主、投資家等のステークホルダーとの適切で調和のとれた関係を保ち、経営情報を公正かつ適時適切に開示します。また、業務運営の向上に努めることにより、透明かつ健全な経営に徹してまいります。 」と定めております。
その他	・ライフスタイルの変化に応じた勤務形態の選択を可能とするため、所定労働時間 6 時間の短時間勤務制度を導入しております。 ・男女を問わず 2 年間の育児休業が取得可能の他、保育・介護施設の一時利用の補助や、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する役職員は「子の看護休暇」を取得することが出来る等、支援体制を整備しています。 ・役職員の健康管理、疾病予防のため、一定の残業時間を超えた者を対象に、産業医との過重労働者面談を継続実施しております。 ・満 70 歳定年制を導入しています。 当社役員における女性比率：15.8% 当社管理職（チームリーダー以上）における女性比率：24.6% 当社従業員における女性比率：39.7% 出産後の復職比率：100% （2016 年 2 月末現在） 【健康経営の取り組み】 ・長時間労働の削減（残業時間のモニタリング、産業医面談の実施、管理職研修や総務人財本部による監督強化）平均残業時間 2015 年 20 時間→2016 年 14.4 時間 ・全役職員を対象とするメンタルヘルスケア研修の実施

・定期健康診断項目の充実化、再検査費用の補助
・休暇の取得促進
・朝礼や社内インフォメーションによる健康に関するトピックスの紹介
・オフィスプロジェクトによる職場環境の改善、自由度の高い就業環境の提供、リフレッシュスペースの拡張

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築基本方針

当社は、会社法に基づく「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下の通り定め、内部統制システムを構築するとともに、不断の見直しを実施して改善、充実を図っております。

1. 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス体制

1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、いちごグループ経営理念、取締役会規程、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範に従い、業務執行の決定を行うとともに、執行役等の職務の執行を監督する。

2) 執行役は、取締役会から委任された業務の執行の決定を行い、この決定、取締役会決議、社内規程に従い業務を執行する。

3) 取締役会が職務の執行を監督するため、執行役は３ヶ月に１回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。執行役は、他の執行役の職務執行を相互に監視・監督する。

4)監査委員会は、執行役等の職務の執行を監査する。

(2) コンプライアンス体制

1) 当社は、いちごグループに属する者が取るべき行動の基準・規範を定めたいちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を制定する。

2) 当社は、取締役会の任意委員会として、業務執行組織から独立したコンプライアンス委員会を設置し、いちごグループにおけるコンプライアンス上の重要な問題を審議する。

3) コンプライアンスに係る体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、担当部（管理本部コンプライアンス部）を設置し、いちごグループ各社と連携してコンプライアンス推進に取り組む。

4) コンプライアンス上疑義ある行為についていちごグループの全役職員がいちごグループ内の通報窓口あるいは社外の弁護士を通じて通報できる内部通報制度（外部通報制度を含む）を整備、運用する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

1) 当社は、当社及び連結子会社、持分法適用関連会社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行い、適切に整備、運用する。

2) 財務報告に係る内部統制報告制度の推進にあたり、責任者（執行役社長）を定め、管掌執行役（執行役監査部管掌、執行役財務本部長、執行役総務人財本部長、執行役管理本部長）、執行役社長直轄の担当部（監査部）が連携して J-SOX 推進体制を整備、運用する。

(4) 内部監査体制

内部監査に係る社内体制として、管掌執行役（執行役監査部管掌）、執行役社長直轄の担当部（監査部）を設置し、法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行の適切性等につき内部監査を実施し、執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し、内部監査結果を報告する。また、内部監査指摘事項の是正・改善状況を執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し報告する。

(5) 反社会的勢力を排除するための体制

1) 反社会的勢力による不動産市場、金融市場への介入を防ぐため、いちごグループ企業倫理綱領、反社会的勢力に対する基本方針を制定する。
2) 反社会的勢力を排除するための体制として、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、担当部（管理本部コンプライアンス部）を定め、警察や弁護士、外部専門家との連携、警察関係団体への加盟、反社会的勢力チェックマニュアルの整備、取引先の審査、契約書への反社会的勢力排除条項の設定、反社会的勢力対応マニュアルの整備等の取り組みをいちごグループとして組織的に推進する。
3) 反社会的勢力による不当要求等には、不当要求防止責任者である執行役（執行役副社長）を中心として速やかにグループ各社、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度でこれを排除する。

(6) インサイダー取引防止体制

インサイダー取引防止に係る社内体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）は、執行役（執行役管理本部長）を証券取引所の定める情報取扱責任者、社内規程の定めるグループ統括情報管理責任者として指名し、内部情報の管理体制の整備及び役職員等の特定有価証券等の売買管理を担当する執行役（執行役財務本部長）、重要な会社情報の適時開示を担当する執行役（執行役管理本部長）等は連携し、グループ各社のインサイダー取引防止を徹底する。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、社内規程を遵守し、適切に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会が決定した執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係、社内規程において明確化された組織分掌及び職務権限に基づいて業務を行う体制とし、執行役及び従業員それぞれが自己の責任、権限に応じ自業務に応じた組織的なリスク管理体制を構築することを基本とする。

(2) 当社は、リスク管理体制の整備、重大なリスク発生時の対応等をいちごグループとして組織的に行うため、責任者（執行役会長、執行役社長）、管掌執行役（執行役管理本部長）、担当部（管理本部法務・リスク管理部）を設置する。
(3) 当社は、いちごグループのリスク管理の充実を図るため、管掌執行役（執行役管理本部長）、担当部（管理本部法務・リスク管理部）が、いちごグループの業務執行におけるリスク管理状況につき確認を行う。
(4) 当社は、いちごグループの災害等危機に対する管理体制を、管掌執行役（執行役管理本部長）を中心にグループ各社が協力して整備、運用する。危機発生の場合には執行役（執行役社長）は対策本部を設置し、被害拡大を防止し、迅速な復旧が可能な体制を整える。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会が決定した執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係、社内規程において明確化された組織分掌及び職務権限に基づいて業務を行う体制とし、意思決定の機動性及び業務の効率性を確保する。また、業務執行における重要な事項（執行役社長決裁、執行役本部長決裁）について充実した検討を行うため、執行役会長、執行役社長、執行役副社長、主要事業子会社社長等をメンバーとする経営会議を担当執行役（執行役財務本部長）が事務局となり随時開催し、執行役の効率的な職務の執行を確保する。
(2) 当社は、いちごグループ経営理念に基づいたグループ中期経営方針、年度社長方針、年度グループ目標、年度部門目標を策定する。管掌執行役（執行役財務本部長）は、経営層からのトップダウンと部からのボトムアップを適切に組み合わせながらこれらを編成するとともに、適切な進捗管理を実施することを通じて、執行役の効率的な職務の執行を確保する。

5. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項
(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役は、取締役会が監査委員会の意見を尊重し定める。
(2) 監査委員会の職務を補助すべき従業員は、監査部長及び監査委員会が指名した監査部員とする。監査部長は、監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員の命を受け、所属の従業員を指揮監督し、または、自ら、所管事項の統括及び執行を行うものとする。
(3) 執行役は、監査委員会及び監査委員会の職務を補助すべき従業員が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう対応しなければならない。監査委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けたときは、監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができるものとする。

6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会の職務を補助する従業員の人事、給与等に関する事項の決定には、監査委員会の同意を必要とするものとし、執行役からの独立性を確保する。その他、監査委員会の職務を補助する従業員及びその執行役からの独立性に関する事項については、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する規程等に定めるところによる。

7. 取締役、執行役及び従業員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

(1) 監査委員は、いちごグループの重要な会議へ出席し、いちごグループの役職員からその業務執行状況等を聴取し、関連資料を閲覧し、説明、報告を求めることができる。

(2) いちごグループの全役職員は、監査委員会または監査委員から業務執行に関する事項について説明、報告を求められた場合には、速やかに適切な説明、報告を行わなければならない。

(3) いちごグループの全役職員は、以下の事項につき速やかに監査委員会または監査委員へ報告しなければならない。また、いちごグループの全役職員は、必要と判断した場合には、以下の事項以外の事項についても監査委員会または監査委員へ報告することができる。その報告が内部通報制度（外部通報制度を含む）によるときは、同制度の定めに従う。なお、報告者は、報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取り扱いも受けない。

1) いちごグループの事業、財務の状況に重大な影響を及ぼす事項（コンプライアンスまたはリスク管理に関する事項を含む）
2) 内部統制システムの構築状況に重大な影響を及ぼす事項
3) 苦情の処理及び内部通報制度（外部通報制度を含む）の運営に関する事項
4) 監査委員会に対する報告に関する規程に定める事項
5) 監査委員会または監査委員による監査に重要な影響を与える事項

8. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部は、監査委員会または監査委員との間で内部監査計画を協議し、内部監査結果を報告する等、密接な連携を保つ。また、監査委員会、監査部、会計監査人は、必要に応じ会議を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

(2) 監査委員会または監査委員は、監査の実施のために必要と認めるときは、取締役会または執行役の事前承認を受けることなく、当社の費用において、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用できるものとする。なお、監査の実施について監査委員会または監査委員が必要と認めるその他の費用についての処理方針もこれに準じる。

(3) 監査委員会が指名する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を、取締役会に３ヶ月に１回以上報告する。

9. 当社並びに支配株主、事業子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 事業子会社は、いちごグループ経営理念、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を共有する。

(2) 当社は、株主権の行使のほか、事業子会社との経営管理契約に基づき、各社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、反社会的勢力の排除等に関する事項等について連携し、助言等を行う。

(3) 当社は、事業子会社の経営管理を所管する担当部（企画部）を設置するとともにグループ会社管理規程を定め、事業子会社に経営状況の報告を求め、各社の健全な経営、事業目標の達成に向けた指導等を実施する。

(4) 当社の監査委員会または監査委員は、事業子会社の監査委員、監査役と必要に応じ会議を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

(5) 事業子会社の業務活動全般についても、法令等に抵触しない範囲において監査部による内部監査の対象とする。

(6) 当社は、支配株主であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッドとの取引において、取引の目的、交渉過程の手続、対価の公正性、企業価値の向上に資するか等につき十分に検討し、取締役会において決議または報告を行う等、少数株主の保護を図る。

(7) 当社及び事業子会社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針としていちごグループ利益相反管理方針を定め、利益相反の弊害のおそれがある取引について管理体制を整備、運用する。

(8) 事業子会社は、それぞれ役員、幹部をメンバーとする会議を開催し、意思決定の機動性及び業務の効率性を確保するとともに、定期的に取締役等の職務の執行に係る事項を当社へ報告する体制を整備、運用する。

(9) 事業子会社においても、当社に準じて、コーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制（内部通報制度を含む）、財務報告の信頼性を確保するための体制、内部監査体制、反社会的勢力を排除するための体制、インサイダー取引防止体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備し、各事業子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「いちごグループ企業倫理綱領」に反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、「内部統制システム構築基本方針」に基づき反社会的勢力排除に向け次のように社内体制を整備しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

執行役副社長を不当要求防止責任者とし、管理本部を対応統括部署として、関係部署と連携を図り、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制とする。

また、弁護士を社外取締役、顧問として擁し、反社会的勢力排除につき、指導を受ける。

(2) 外部の専門機関との連携状況

平素から、警視庁組織犯罪対策課、丸の内警察署や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関、外部専門家と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備している。また、当社は警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、大阪東署管内企業防衛対策協議会に加盟し、指導を受けるとともに、情報の共有化を図る。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

社内外で収集した反社会的勢力に関する情報は、執行役コンプライアンス・オフィサーが責任者として一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用する。

(4) 反社会的勢力に対する対応

不当要求事案が発生した場合には断固としてこれに応じず、速やかに外部専門機関、外部専門家と連携し毅然とした態度でこれを排除する。

(5) 反社会的勢力排除条項の実践状況

標準取引契約書等につき、順次、反社会的勢力排除条項を設け、取引の相手方が反社会的勢力であった場合は、契約を解除する。

(6) 研修活動の実施状況

全役職員はコンプライアンス研修を通じて、毎年１回「行動規範コンプライアンス表明書」を執行役会長及び執行役社長宛に提出することにより、本規範を理解し、遵守することを表明し、誓約する。また、「行動規範コンプライアンス表明書」の中で、反社会的勢力排除への取組みや違反等行為の通報義務に対する意識向上と周知徹底を図る。

さらに、警察をはじめ外部専門機関、外部専門家からの指導事項は、速やかに全役職員へ通知・連絡し、反社会的勢力による市場介入を未然に防ぐよう意識を啓発する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策は特に導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.当社の会社情報の適時開示に係る基本方針・社内体制の状況は下記のとおりです。

(1) 適時開示に係る経営の基本方針について

いちごグループ各社が共有するいちごグループ企業倫理綱領において、「経営の透明性・健全性」の項において、「お客様や株主、投資家等のステークホルダーとの適切で調和のとれた関係を保ち、経営情報を公正かつ適時適切に開示します。」との基本方針を定めています。

(2) 適時開示に係る経営の基本方針の徹底について

いちごグループの全役職員に適用するいちごグループ行動規範において、「いちごグループは、情報開示に関するすべての法令等を遵守します。適時に、適切な内容の公正、正確かつ理解しやすい情報開示を行うよう努めます。」「いちごグループは、適切かつ必要な情報開示の推進、

いちごグループに関する未公開情報及び業務上知り得た未公開情報の管理の徹底、並びにマスメディアへのメッセージの一貫性確保に努めます。」と定め、各種法令、証券取引所規則を遵守し、これら法令、規則で求められる情報を適時開示することを徹底しております。

(3) 適時開示業務を執行する体制について

いちごグループにおける適時開示業務は、代表執行役会長、代表執行役社長が選定した「情報取扱責任者」である執行役管理本部長が、担当部である管理本部 IR 推進部を指揮し、証券取引所の定める方法により執行しております。

決定事実に属する重要情報は、事業子会社の重要情報も含めて、執行役管理本部長及び管理本部 IR 推進部が一元的に把握し、必要に応じ適時開示の要否を顧問弁護士に確認し、開示を実施しています。

突発的な発生事実については、当該本部、当該事業子会社と連携し情報収集、状況把握に努め、遅滞なく開示を実施しています。

適時開示対外発信文書のうち重要なものは、当該事項の社内決裁・決議のための稟議書や付議書に開示文案を添付し、コンプライアンス部や意思決定権者・機関の事前の確認を経ております。

2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりです。

(1)執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（コーポレート・ガバナンス体制）

・当社は機関設計を指名委員会等設置会社とし、取締役会は実質的な議論を活発化するとともに実効性のある内部統制システムを構築するため、当社グループの事業領域における専門性の優れた社外取締役5名と執行役を兼ねる取締役4名にて取締役会を構成し、前期は17 回の取締役会を開催（取締役出席率 99%）いたしました。

・取締役会は長期的な展望に立つ基本方針の制定や業務執行の監督に徹し、それぞれの責任範囲を明確にした上で業務執行に関する意思決定を執行役に委任し、経営の透明性と機動性を追求しております。

・取締役会は法令、定款、株主総会決議、いちごグループ経営理念、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範に従い、業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

・取締役会が職務の執行を監督するため、執行役は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しております。

・監査委員会は社外取締役3名で構成され、執行役等の職務の執行を監査しております。前期は 24 回の監査委員会を開催（監査委員出席率 99%）いたしました。

（コンプライアンス体制）

・当社は、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を制定のうえ役職員に対して周知、教育しております。

・当社は、取締役会の任意委員会として、業務執行組織から独立した執行役を兼ねる取締役3名と社外取締役2名で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス上の重要な問題を審議しております。前期におきましては3回のコンプライアンス委員会を開催（コンプライアンス委員出席率 100%）いたしました。

・コンプライアンスに係る体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、管理本部コンプライアンス部（部員１名）を設置し、コンプライアンス推進に取り組んでおります。具体的には、重要な稟議事項についてコンプライアンス部の合議を経ることとしております。また、毎期コンプライアンス研修を実施しております。前期は、9回のコンプライアンス研修を実施し受講率は 98.7%となっております。

・当社は、重要な事項について法的な検討を実施するため、顧問弁護士へ必要な相談を行える体制を整備しております。

・全役職員がいちごグループ内の通報窓口あるいは社外の弁護士を通じてコンプライアンス上疑義がある行為について通報できる内部通報制度（外部通報制度を含む）を整備、運用しております。

（内部監査体制）

・内部監査に係る社内体制として、管掌執行役（執行役監査部管掌１名）、執行役社長直轄の担当部（監査部、部員２名）を設置し、法令、定款、社内規程の遵守状況、業務執行の適切性につき内部監査を実施し、執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し報告しております。また、内部監査指摘事項の是正・改善状況を執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し内部監査結果を報告しております。

・前期については内部監査を8回実施いたしました。監査結果の報告は、執行役社長及び監査委員会に対しては内部監査実施の都度、執行役会長及び取締役会に対しては四半期毎に、それぞれ実施しております。また内部監査指摘事項の期末時点における是正・改善状況の報告は、執行役会長、執行役社長、監査委員会及び取締役会に対し当期末に実施しております。

（反社会的勢力を排除するための体制）

・反社会的勢力による不動産市場、金融市場への介入を防ぐため、いちごグループ企業倫理綱領、反社会的勢力に対する基本方針を制定しております。

・反社会的勢力を排除するための体制として、管掌執行役（執行役管理本部長、執行役コンプライアンス・オフィサー）、担当部（管理本部コンプライアンス部、部員１名）を定め、警察や弁護士、外部専門家との連携、警察関係団体への加盟、反社会的勢力チェックマニュアルの整備、取引先の審査、契約書への反社会的勢力排除条項の設定、反社会的勢力対応マニュアルの整備等の取り組みをいちごグループとして組織的に推進しており、完全実施しております。

・反社会的勢力による不当要求等には、不当要求防止責任者である執行役（執行役副社長）を中心として速やかにグループ各社、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨むことによりこ完全に排除しております。

（インサイダー取引防止体制）

・インサイダー取引防止に係る社内体制として、責任者（執行役会長、執行役社長）は、執行役（執行役管理本部長）を証券取引所の定める情報取扱責任者、社内規程の定めるグループ統括情報管理責任者として指名し、内部情報の管理体制の整備及び役職員等の特定有価証券等の売買管理を担当する執行役（執行役財務本部長）、重要な会社情報の適時開示を担当する執行役（執行役管理本部長）等は連携し、グループ各社のインサイダー取引防止体制を構築しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は情報取扱管理規程を、文書の作成・取扱い・整理全般については文書管理規程をそれぞれ定め、全ての役職員等に対して周知徹底しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、当社の事業における様々なリスクをコントロールすることを目的として、グループ統一の規程としてリスク管理にかかる社内規程を定め、リスク管理責任者（執行役管理本部長）、担当部（法務・リスク管理部）を設置し、組織分掌及び職務権限に基づいてリスク管理体制の整備を行っており、その内容は３ヶ月に一度に各社の取締役会において報告される体制を整えております。

また、災害等の緊急事態に対する対応体制については、危機管理にかかる社内規程を制定し、被害拡大の防止と円滑な事業復旧手順を定めた事業継続計画を策定し、企業を取り巻く様々なリスクを低減するよう努めております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は組織規程に基づき、職務の分掌、権限、責任を明確化し、周知徹底することで役職員の職務を意思決定の機動性および職務執行の効率化をしております。

当社は、執行役社長決裁又は執行役本部長決裁を要する業務執行上の重要事項について充実した検討を行うため、執行役会長、執行役社長、執行役副社長、主要事業子会社社長、同副社長をメンバーとし、執行役財務本部長が事務局を務める経営会議を月２回程度開催しております。

当社は、いちごグループ経営理念に基づいたグループ経営方針、年度社長方針、年度グループ目標、年度部門目標を基に「予算管理規程」に従い、トップダウンとボトムアップを適切に組み合わせた計画の策定および進捗の管理を行っております。

(5) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項及び当該補助者の独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する規程を定め、当該補助者を選定し、執行役からの独立性を確保しております。

(6) 取締役、執行役及び従業員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社は、監査委員会に対する報告に関する規程を定め、執行役及び従業員が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項を明確にしております。

当社は、監査委員会の職務執行、内部監査業務、報告者からの報告の受領につき、監査委員会規程、内部監査規程を定め運用しております。

(7) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員会の監査の実効性を確保することを目的に、監査委員会規程および内部監査規程において、監査委員と監査部の連携および外部アドバイザーの任用等に係る費用の取締役会および執行役の事前承認を得る必要が無い旨等を明確にしており、実際にこれらの規程に従って運用されております。

(8) 当社並びに支配株主、事業子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

・事業子会社の取締役又は執行役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

事業子会社は内部統制システム構築基本方針を制定し、3ヶ月に一度の各子会社取締役会において執行役及び取締役の職務執行にかかる報告を行っております。

当社のグループ会社の代表は当社指名委員会の指名により選出しており、当社の在籍者が各社の代表取締役社長又は代表執行役社長を兼任しております。

当社企画部は各社の財政状況及び経営成績を四半期に一度把握するとともに予算との乖離状況についても把握しております。また、必要に応じて、四半期に一度、業績報告会を開催し、当社代表執行役社長、執行役財務本部長、財務本部企画部が参加し経営状況の把握を行っております。

・事業子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではグループ規程としてリスク管理規程を制定しており、事業子会社各社にリスク管理を担当する部門及びリスク管理を管掌する取締役を任命しております。

事業子会社では3ヶ月に一度、リスク管理の評価を行い、そのモニタリング結果を各社の取締役会に報告の上、当社執行役管理本部長が取り纏め当社監査委員会、当社執行役社長及び執行役会長、当社取締役会に報告しております。

・事業子会社の取締役又は執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社はいちごグループ経営理念、いちごグループ企業倫理綱領、いちごグループ行動規範を、各事業子会社に対して当社グループにおける基本的な規範として示しております。

事業子会社は各社の事業実態に応じた規程を策定し、これに則って適切に事業の運営を行っております。

事業子会社では取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これらに整合するよう決裁権限を組織規程等に定めております。

・事業子会社の取締役又は執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業子会社の取締役会は取締役又は執行役の職務執行の状況報告等を通じて役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認しております。

なお、事業子会社の監査役は当社執行役他在籍者が兼任しています。

事業子会社の監査委員又は監査役は各社の重要な会議及び取締役会への出席、議事録及び稟議書の閲覧等を通じ、役職員の執行が法令に適合していることを確認しております。